記者発表資料

平成２１年３月２５日
東 北 地 方 整 備 局

施工体制の一斉点検、１４３工事で実施。重大な違反はなし！

東北地方整備局では、平成20年10月から11月にかけ、「適正化法」の趣旨徹底を目的とした施工体制一斉点検について、10月1日現在施工中の1,079工事の中から143工事（全体の約13%）を対象として実施しました。

今回対象となった143工事中25工事で改善指導を行いました。

今年度で７回目となる今回の点検では、「明確な工事内容での下請契約」、「下請業者の完成検査」などで、書類の不備等が見つかりましたが、指導の結果、改善が図られました。

「建設業法」「適正化法」等における重大な違反に該当する工事はありませんでした。

※「適正化法」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 13 年 4 月 1 日施行）をいう。
※明確な工事内容での契約：全ての下請契約で、契約書等に、契約工種、数量が明記され、機械費及び材料費が含まれているか否かも明記されているもの。
※下請業者の完成検査：下請業者からの出来高報告書に基づき、元請業者が出来形を確認しているもの。

○点検の対象工事
①請負金額 2,500 万円以上の工事（建築一式工事においては、5,000 万円以上）
②低入札工事
③重点的な監督業務を実施する工事

○点検対象工事件数
・施工中工事件数（H 20.10.1 現在）　１，０７９件（２９件）
・点検工事件数　１４３件（２９件）
・改善指導の件数　２５件（　５件）
※（　）は、低入札工事件数（内書き、以下同じ）

○結果概要
・基本的な点検事項のうち、下請契約に関する点検（明確な工事内容での下請契約）における指導が最も多く、６件の工事で改善指導を行いました。
・また、一括下請点検のうち、元請業者の下請施工の関与に関する点検（下請業者の完成検査）でも６件の工事で改善指導を行いました。
・「建設業法」「適正化法」等の重大な違反に該当する工事は見受けられませんでした。
・東北地方整備局では、日々の監督業務を通して適正な施工体制の一層の確保を図ります。
・なお、全国の点検結果は、別途本省で記者発表しています。

（添付資料）
○点検結果の概要
○参考資料（平成 20 年度　公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について）

発表記者会：東北専門記者会

問い合わせ先				
国土交通省　東北地方整備局				
全体及び土木工事関係	企画部	工事品質調整官	柴田	松雄（内線 3130）
（港湾空港関係）	港湾空港部	港湾空港整備・補償課長	川守田	正路（内線 6511）
（営 繕 関 係）	営繕部	技術・評価課長	伊藤	文也（内線 5451）
電話（０２２）－２２５－２１７１（代表）				
（０２２）－７１６－０００１（港湾空港部）				

－点検結果の概要－

１．今年度の点検結果の傾向

○ 全体で 143 件の工事（稼働中工事 1,079 件の約 13%）を点検。このうち低入札工事は 29 件（稼働中工事 29 件の 100%）、それに準じて重点的な監督業務を実施する工事は 36 件（稼働中工事 172 件の約 21%）を点検。

○ 点検を実施した工事のうち約 2 割（25 件、約 17%）の工事で、書類の不備など軽微な改善事項が見られたものの、建設業法違反が明らかに認められた工事は無かった。

○ 一方で、点検結果は全般的に毎年改善されており（H19:60 件、約 38%）、“建設業法”や“適正化法”に関する理解の浸透が着実に進んでいることが伺えた。

２．点検項目別の結果概要　　*※［ ］は平成 19 年度点検結果*

（Ⅰ）基本点検項目

○改善すべき事項が見つかった約 7%（10 件）{*約 21%（34 件）*}の工事について請負者に改善を求めた。

○ 建設業法で義務付けられた「施工体系図の掲示（100%、143 件）」、「施工体制台帳の備え付け（99%、141 件）」や「建設業許可票の掲示（100%、143 件）」とほぼ全ての工事で確認された。

○ 元請業者と下請業者の契約が「明確な工事内容」となっていることについて、改善すべき事項が約 4%（6 件）{*約 18%（29 件）*}の工事で確認された。

（Ⅱ）元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

○ 昨年度より改善したものの、約 13%（19 件）{*約 20%（32 件）*}の工事について請負者に改善を求めた。

○ このうち、改善すべき事項が多かった調査項目は、労働災害の防止等の観点から作業手順書を作成することについての管理（約 4%（6 件））及び下請業者の完成検査の実施（約 4%（6 件））が工事関係資料で確認できなかった。

（Ⅲ）下請業者への点検項目

○ 下請業者の主任技術者の配置状況は、点検を行った全工事において良好な結果であった。

○ 下請業者 54 社に対してヒアリングを行ったところ、下請代金の額に対する元請業者への不満等は寄せられなかった。

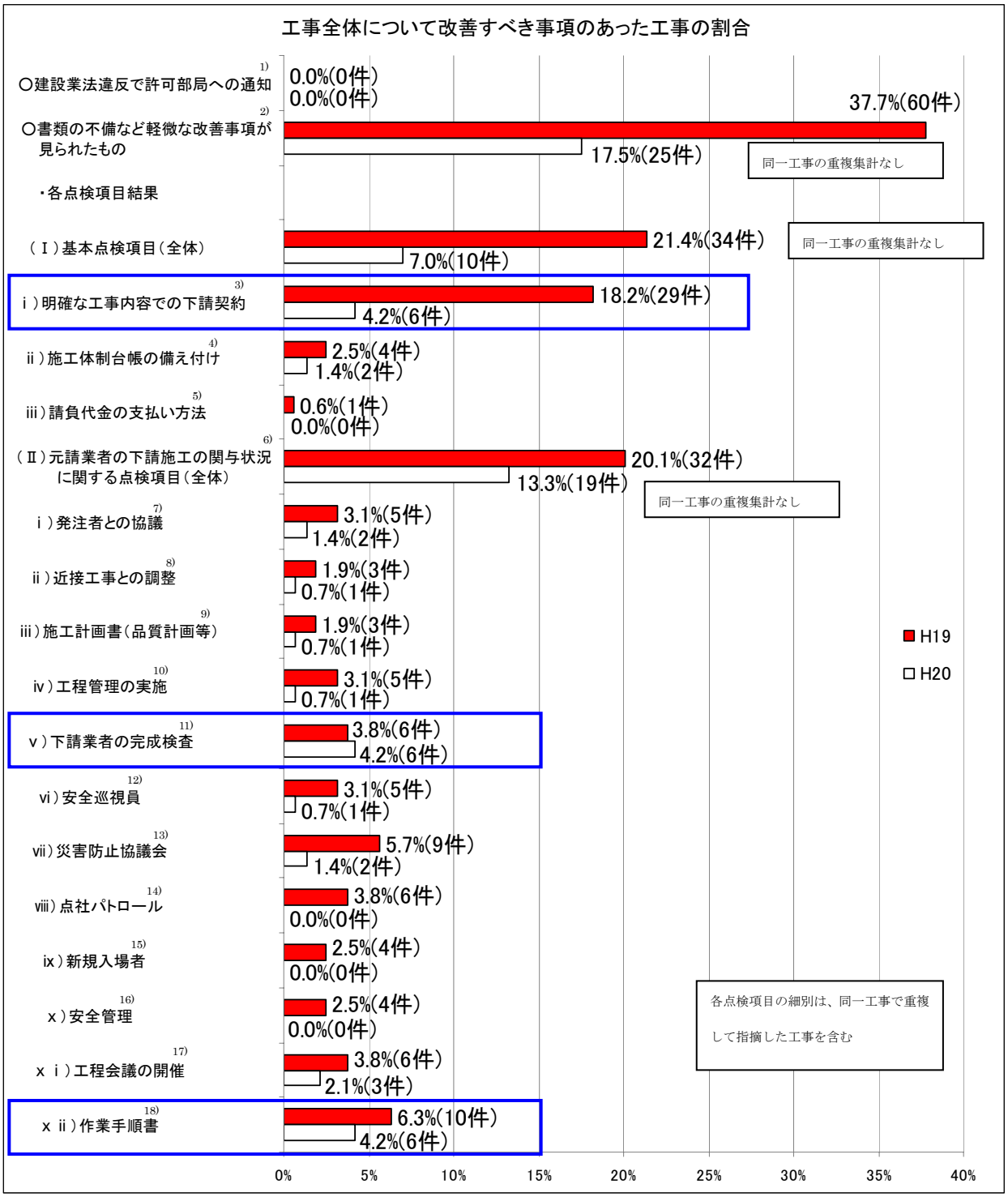

1） 監理技術者等が必要な資格や講習を受講していない場合や、下請業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合等の明らかな建設業法違反があった工事。

2） 明らかな建設業法違反ではないが、何らかの改善すべき事項があった工事。

3） 建設業法で規定されている契約書に記載しなければならない事項等の記載が不明確であった工事。

4） 施工体制台帳について、記載漏れや添付資料の不足等があった工事。

5） 下請契約の契約書等において、請負代金の支払い方法が未記載及び不適切な内容であった工事。

6） 作業手順書の作成・指導・監督、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、災害防止協議会の設置と開催、下請業者に対する安全管理の指導などの項目で改善すべき事項があった工事。

7） 元請業者から提出されている工事打合簿などが提出されているが請負者もしくは監督職員の確認印がない工事。

８） 土木工事共通仕様書 1-1-26 第 12 項に定める工事関係者連絡会議について、工事関係資料で設置等を確認できなかった工事。

９） 施工計画書の一部について下請業者の協力を受けていた工事。

１０） 実施工程表が作成されておらず、履行報告が提出されていた工事。

１１） 元請業者が下請業者の出来高・出来形を一部しか確認していなかった（完成時のみ、一部の工種のみ確認等）工事。

１２） 安全日誌等があるが、安全巡視員を特に定めていなかった工事。または、安全巡視員に下請業者を指名していた工事。

１３） 災害防止協議会を設置し、開催しているが、安全衛生責任者等の参加が確認できなかった工事。

１４） 店社パトロールを実施しているが、記録が残っていなかった工事。

１５） 元請業者が労働者の安全または衛生のための教育に関する指導及び援助を行っていることが一部確認できなかった工事。

１６） 下請業者に対する安全管理の指導について、工事関係資料で確認できなかった工事。

１７） 工程管理に関する工程会議の実施について、工事関係資料で確認できなかった工事。

１８） 下請業者を指導・監督するための作業手順書の作成について、工事関係資料で確認できなかった工事。

２．特徴的な点検項目

（１）平成 19 年度の点検結果において改善すべき事項が多く確認された調査項目

平成 19 年度の点検結果において、改善すべき事項が多く確認された“明確な工事内容での契約（同 H19:29 件、18.2%→H20:6 件、4.2%）”については引き続き改善すべき事項が多く確認されており、今後も着目していく必要があるものの、“施工体制台帳の備え付け（同 H19:4 件、2.5%→H20:1 件、1.4%）”については改善していた。

ⅰ）明確な工事内容での下請契約

約 4.2%（6 件）の不備があり、内容は材料費または機械費が明記されていないものが約 8 割（5 件）であった。

ⅱ）施工体制台帳の備え付け

約 1.4%（2 件）の不備があり、内容は、添付資料や資料の記載の不足であった。

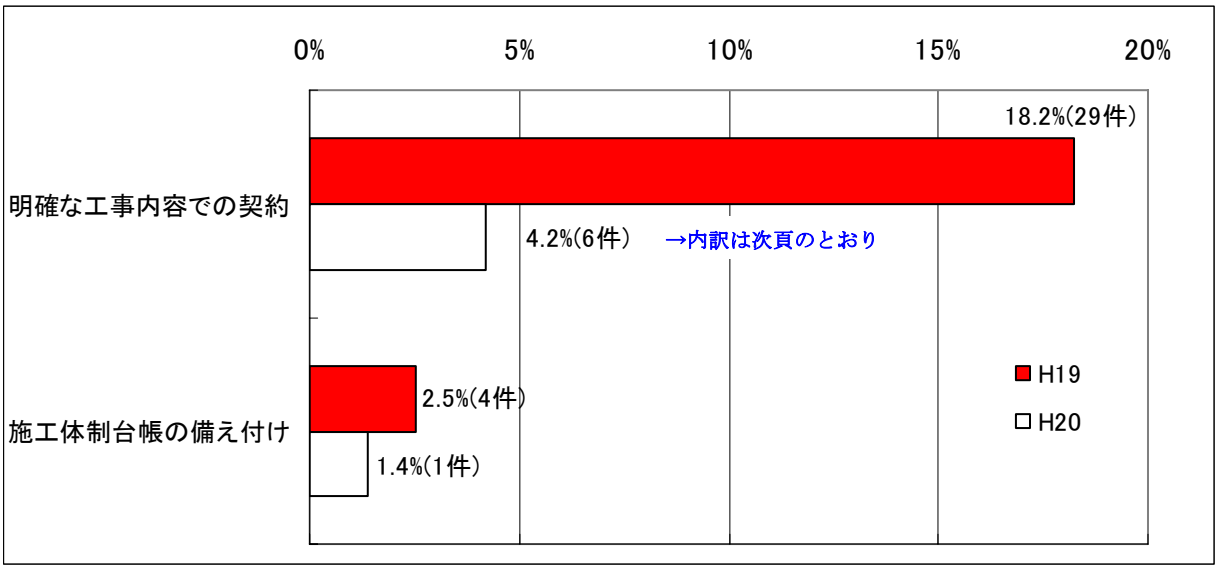

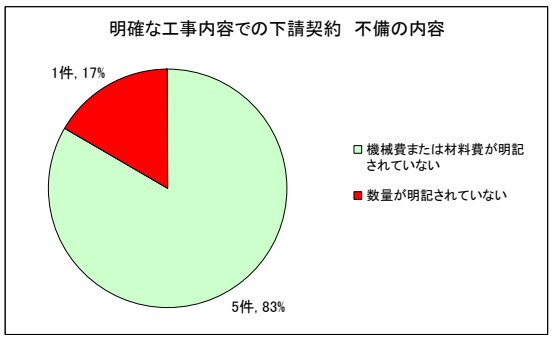

（２）特に改善がみられている調査項目

１）建設業許可票の掲示

建設業許可証の掲示は、建設業法第 40 条において、建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に掲示することが、建設業者に義務づけられている。

点検を開始した平成 14 年度においては、概ね全ての工事で掲示はされていたものの、建設業法や適正化法の趣旨が十分に浸透しておらず、69.6%（117 件）の工事で、提示場所に改善すべき点が見つかったが、平成 20 年度においては、全ての工事で、適切な場所に掲示が行われており、大幅な改善がみられた。

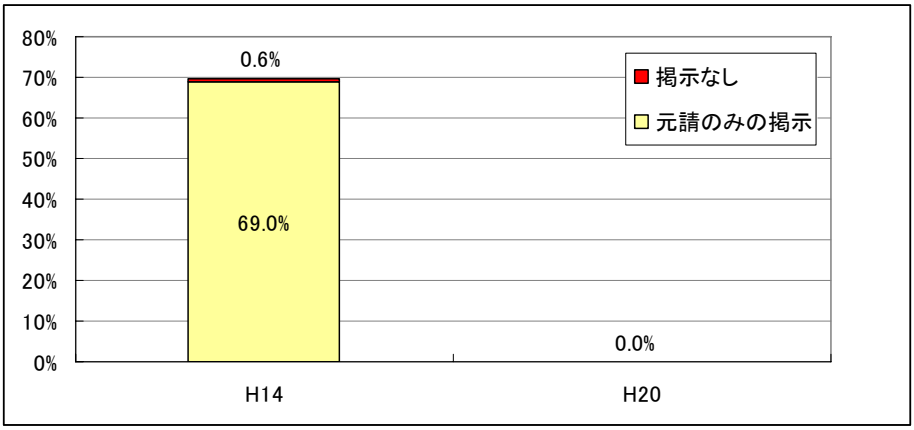

２）施工体系図の掲示

施工体系図は、当該工事現場の関係者や公衆の見やすい場所に設置することが、公共工事の請負者に対して義務づけられている（建設業法第 24 条の 7 第 4 項、適正化法第 13 条第 3 項)。点検を開始した平成 14 年度においては、概ね全ての工事で掲示されていたものの、21%（35 件）の工事で掲示する場所に不適切な点が見受けられたが、平成 20 年度には全ての工事で、適切な場所に掲示が行われていた。

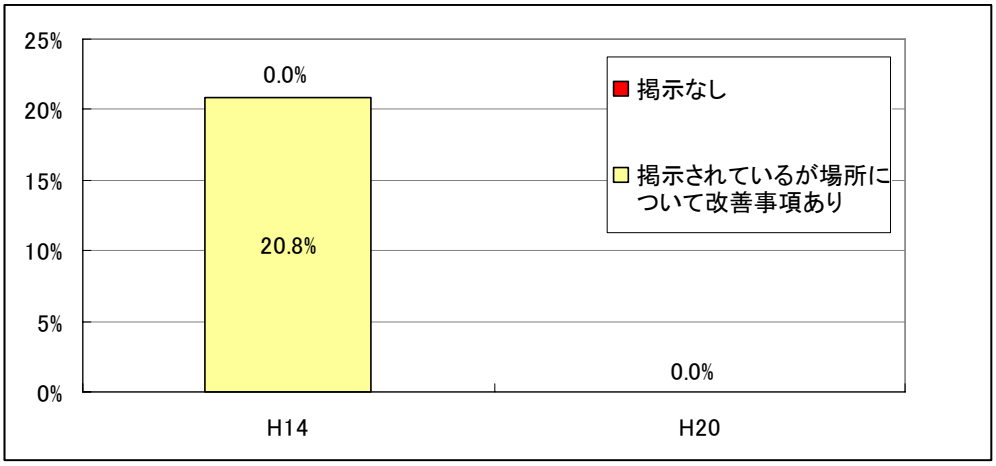

３．直轄土木工事における施工体制確認型の有無について（平成 20 年度新規）

今年度は直轄土木工事について、新たに施工体制確認型※2 とその他の工事について改善事項のあった工事件数の割合を比較した。その結果、施工体制確認型における改善すべき事項のあった割合は約 13%（8 件）、その他の工事の場合は約 22%（17 件）と、その有効性（9%の差）が確認された。特に、「（Ⅱ）元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目」では施工体制確認型における改善すべき事項のあった割合が 7%程度低く、その有効性が確認された。

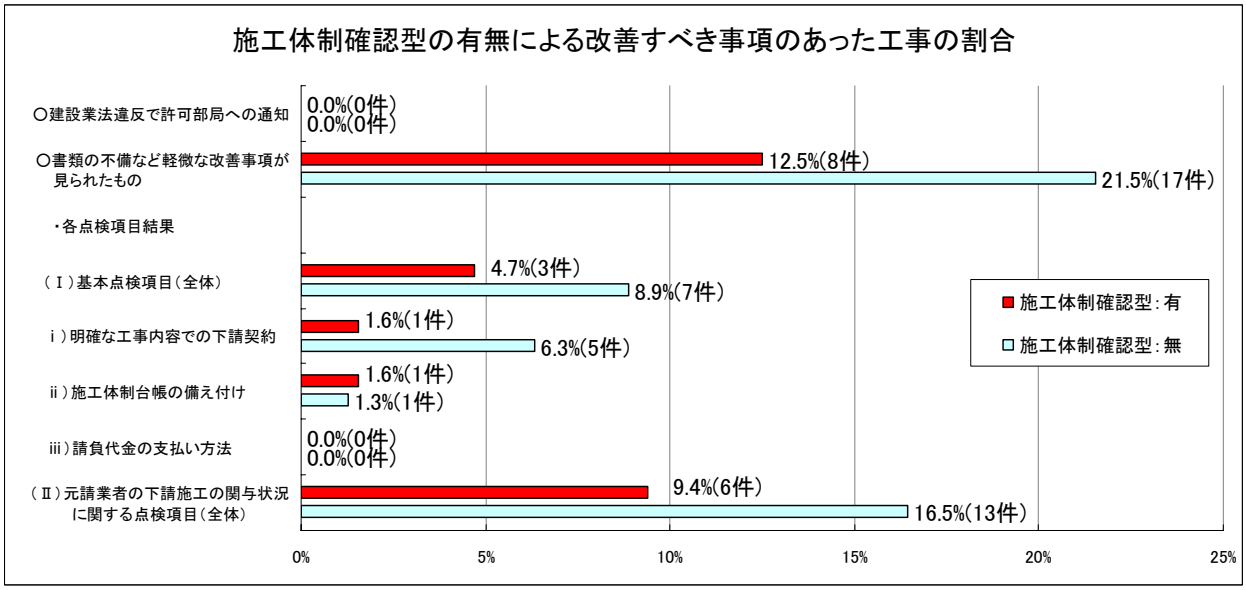

※2 施工体制確認型：施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について確認し、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査するもの。技術提案加算点のほかに、施工体制評価点を設けている。応札額が調査基準価格を下回った場合及び施工体制に不安があり契約の内容に適合した履行がされないおそれのある場合は、追加書類の提出を求めるとともにヒアリングを実施し、施工体制の実現確実性を評価する。平成 19 年度は 2 億円以上の工事に適用。平成 20 年度からは 1 億円以上の工事まで拡大。（港湾空港関係は、1,000 万円以上の総合評価落札方式に適用拡大）

参考資料

平成 20 年度　公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

１．点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成 13 年 4 月施行の適正化法では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成 17 年 4 月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、東北地方整備局では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成 14 年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しております。

２．東北地方整備局における実施方法

（１）点検期間

平成 20 年 10 月から 11 月を一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。

（２）点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額 2,500 万円以上の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

Ⅰ．基本点検項目

ⅰ．監理技術者等の配置

①元請業者の監理技術者等の資格・常駐・同一性（ＪＶ構成員含む）（建設業法第 26 条等）、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第 26 条第 5 項等）

ⅱ．施工体制台帳の備え付け等

①施工体制台帳の備え付け（建設業法第 24 条の 7、重点点検）、②施工体系図の掲示（建設業法第 24 条の 7 第 4 項及び適正化法第 13 条第 3 項）③建設業許可票の掲示（建設業法第 40 条）、④建設業退職金共済制度適用事業場である旨の掲示、⑤労災保険関係成立票の掲示（労働者災害補償保険法施行規則第 49 条）、⑥工事カルテの登録申請状況

ⅲ．下請契約

①下請業者の建設業許可（建設業法第 3 条）、②軽微な工事の下請契約、③明確な工事内容での下請契約（重点点検）、④適切な請負代金の支払い方法（重点点検）

Ⅱ．元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

ⅰ．元請業者の下請施工の関与状況

①技術者の常駐（現場代理人の常駐、監理技術者の常駐、主任技術者の常駐）、②発注者との協議、③住民への説明、④官公庁への届け出等、⑤近接工事との調整、⑥施工計画書（施工計画提出状況、品質管理計画等の立案、設計図書の照査）、⑦工程管理の実施、⑧施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管、段階確認の実施）、⑨完成検査（下請業者の完成検査）、⑩安全管理（ＫＹ活動、安全巡視の実施、安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、災害防止協議会の設置と開催、店社パトロールの実施、新規入場者教育の実施）、⑪施工調整及び下請業者への指導監督（施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、工程会議の開催、段階確認の実施、作業手順書の作成・指導・監督）

ⅱ．紛らわしい施工体系

①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

Ⅲ．下請業者への点検項目

ⅰ．下請業者の主任技術者の配置状況

①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性

ⅱ．下請業者の主任技術者へのヒアリング

①不当に低い下請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約どおりの下請負代金の支払い実態

（３） 点検方法

点検は、当該工事を担当する監督職員以外の企画部（工事検査官）、営繕部（技術・評価課長等）、港湾空港部（港湾空港整備課長等）、各事務所等（副所長、工事品質管理官、技術課長、工務課長等）の職員により実施しました。点検にあたっては、監督職員の立会のもと、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、請負者に関係資料の提示等を求めました。